



平成22年8月30日

各 位

会社名 株式会社 高 見 澤  
代表者名 代表取締役社長 高見澤 秀茂  
(JASDAQ・コード5283)  
問合せ先 常務取締役管理本部長  
大井 文成  
電話番号 026-228-0111

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年8月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成22年9月27日開催予定の第60期定時株主総会において付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 株主のみなさまへのサービス拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第9条（単元未満株式の買増し）を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。
- (2) 条文の新設に伴い、定款第9条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。
- (3) その他字句の整備を図るものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成22年9月27日
定款変更の効力発生日	平成22年9月27日

以 上

(別紙)

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(25) 自動車損害賠償法に基づく保険代理業務</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第 8 条 当社の株主はその有する単元未満株式につき、以下に掲げる権利行使以外の権利を行使することができない。</p> <p>(ア) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(イ) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(ウ) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(25) 自動車損害賠償<u>保障法</u>に基づく保険代理業務</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第 8 条 当社の株主はその有する単元未満株式につき、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(ア) (現行どおり)</p> <p>(イ) (現行どおり)</p> <p>(ウ) (現行どおり)</p> <p><u>(エ) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第 9 条 <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下「買増し」という。)を請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第47条 (条文省略)</p> <p>(実施)</p> <p>第48条 この定款は、<u>平成 21 年 9 月 28 日</u>から実施する。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・<u>買増し</u>、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第48条 (現行どおり)</p> <p>(実施)</p> <p>第49条 この定款は、<u>平成 22 年 9 月 27 日</u>から実施する。</p>